浜岡原子力発電所4号機 MOX燃料受取検査の終了および 輸入燃料体検査申請書の内容変更に係る書類の提出について

2010年3月25日

1. MOX燃料受取検査の終了について

当社は、2008年5月6日より仏国メロックス工場にてMOX燃料の製造を開始し、製造工程ごとの 検査や監査を実施し、MOX燃料に関する品質保証活動を行ってきました。

このたび、当社の最終検査である受取検査(※1)を終了し、浜岡原子力発電所 4 号機で使用する MOX燃料 28 体について、外観・形状に異状はなく、MOX燃料に関する全ての検査項目について定められた仕様を満足していることを確認しました。

なお、受取検査期間中に確認した「金属セパレータ(※2)の装着ずれ事象」および「上部タイプレートのナットまわり止め用座金のつめの曲がり事象」や、2009 年 8 月 11 日に発生した駿河湾の地震に係るMOX燃料の健全性に問題のないことを確認したことから、その結果を報告書として取りまとめ、本日、原子力安全・保安院に報告しました。

2. 輸入燃料体検査申請書の内容変更に係る書類の提出について

当社が申請した輸入燃料体検査(※3)申請書に対し、国の燃料ワーキンググループ(※4)で審議された項目と整合をとるよう、3月24日、原子力安全・保安院から、変更内容を説明する書類を提出することを求める指示を受けました。

当社は、燃料ワーキンググループで審議された内容を確認し、ペレット不純物項目を増やす等の変更手続きを本日行いました。

なお、今回増やしたペレットの不純物項目は、MOX燃料製造時に当社が実施した検査において全ての仕様を満たしていることを、すでに確認しております。

今後、国による変更内容の審査を経て、追加項目に係る当社の検査記録について国の確認を受けた後、国の外観検査を受検する予定です。

- ※1 受取検査は、当社が社内の品質保証活動に基づき、MOX燃料の受け取り時に、輸送に伴う 変形等がないことを外観検査等により確認する検査です。
- ※2 金属セパレータは、輸送中における燃料棒間隔の保持等の目的で燃料集合体に装着しているもので、受取検査に先立ち、燃料集合体から外します。
- ※3 輸入燃料体検査は、電気事業法第51条第3項に基づく検査であり、国により、当社の品質保証活動等に対する書類審査、燃料の外観検査等が行われます。外観検査では、MOX燃料の録画映像や水中カメラを使用してMOX燃料全数の外観の確認が行われます。なお、MOX燃料は、現在、燃料プールに保管中です。
- ※4 国の燃料ワーキンググループとは、燃料の詳細設計に係る検討等のために国が開催する 検討会であり、名称は「総合資源エネルギー調査会 原子力安全・保安部会 原子炉安全小委員会 燃料ワーキンググループ」です。

添付資料 MOX燃料の受取検査期間中に確認した事象および駿河湾の地震に係る燃料の健 全性について

参考資料 中部電力株式会社 MOX燃料に関する品質保証活動の状況(第一期製造分)

以上